

「鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂案」に対する意見募集の結果について

番号	ページ	意見・質問等の概要	市の考え方
1	1	全般的に「化学物質」については、よくまとめられている。	計画の実現に向け、施策を推進してまいりますので、今後ともご協力をお願いします。
2	1	東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題だけでなく、原子炉の通常運転で発生する放射性廃棄物の処理・処分問題もある。	原子炉の通常運転で発生する放射性廃棄物の処理・処分問題も大きな問題と認識しています。 鎌倉市においては、飛散してきている放射性物質が市民の心配の主な要因となっているため、このよう記載となっています。
3	1	平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となっています。市民生活の不安を解消するために情報の収集と提供に努め、適切に対応する必要があります。とあるが、適切な対応とは何か。	様々な事象や国や県から示される指針等を踏まえ、想定される状況に則して、必要な対応を行うという意味合いで記載しています。
4	1,2	鎌倉市周辺の空間線量は、平常時の値を保っています。今後急激に上昇することは考えられないが、正しく理解し、正しく怖れることの大切さを示すことも適切に対応の一所作と考えられるので、放射性物質に関する情報の収集、提供を放射性物質に関する”正確な”情報の収集、提供にすべき。	ご指摘のとおり、正確な情報を提供するという観点を含めた適切な対応と考え、このように表現しています。
5	1~4	1. 幼児・児童に関わる施設周辺の土壌線量を計測してください。 空間線量と同様に土壌線量に関する情報を提供いただくことで放射性物質の舞い上がり等による呼気からの摂取について、どのように対応すればよいかの判断が可能になります。	市立保育園、青少年会館、子ども会館・子どもの家、児童発達支援センターあおぞら園、小中学校に関しては、土壌の放射線量を測定し、結果を公表しています。基準値以上の線量が測定された土壌については除去しています。
6	1~4	2. 市内農地土壌について線量を計測してください。 土壌を計測し必要なら除染等の対応をいただければ、安心して地元農産物を選ぶことができます。	農地土壌の放射性物質の調査は、神奈川県が定点観測により実施しています。市では、市内で生産された農作物を安心して購入してもらえるよう、農作物の放射性物質の測定を実施しています。
7	1~4	学校などの放射線の測定は、定期的に行われていますが、市の職員、市からの委託業者が測定しているのであれば、市と市民活動団体等との協働事業にして経費縮減をはかっただけでいいのでしょうか。	放射性物質濃度や線量についての情報収集や提供は、市の対応として取り組むべきものと考えており、職員が対応しています。市民の皆様には測定器を貸出しており、測定値を任意で報告していただくものとしています。
8	1~4	環境の放射線測定と除染は当然のこととして、市では、食材の放射線測定は、業者に委託しておこなっていますが、人体の内部被ばくについての測定は、実施されていないので、実施していただきたい。	現状必要な測定としては、施設の空間線量や土壌線量、食材の放射性濃度であると考えます。今後測定方法や対象については、状況に応じて検討いたします。

「鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂案」に対する意見募集の結果について

番号	ページ	意見・質問等の概要	市の考え方
9	5	<p>1. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P10 現状と課題 囲みの中1から2行目において、</p> <p>「家庭や事業所で消費されるエネルギー源の多くは化石燃料に依存しており、精製や消費の際に二酸化炭素を排出して地球温暖化を引き起こす原因となっています。」と記載されております。</p> <p>【意見】 上記下線部を「エネルギー転換(発電・精製)や消費の際に」と修正することを提案します。</p> <p>【理由】 この部分は、家庭や事業所で消費されるエネルギーの源について記述しており、電気・都市ガス・LPG・石油(ガソリンや灯油)等を対象にしていると考えられます。また、「精製や消費」、すなわち消費のみならず「原料」から「供給されるエネルギー」に転換される工程における二酸化炭素排出にも注目しています。しかし、「精製」と表記した場合「石油精製」を表すことになり、遥かに大きな排出割合を示す「発電」が含まれません。そこで正確に表現するため意見に記した修正を提案します。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、「エネルギー転換(発電・精製)や消費の際に二酸化炭素を排出して」と修正いたします。</p>
10	5	<p>2. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P10 現状と課題 囲みの中5から7行目において、</p> <p>「原子力比率を下げつつ現在の消費レベルを維持するためのエネルギーを化石燃料で補うことは、エネルギーの安全保障及び地球温暖化防止の観点から好ましくありません。」と記載されております。</p> <p>【意見】 上記下線部を「再生可能エネルギーの拡充や火力発電所更新等による効率改善を図ることなく化石燃料で補うことは、」と修正することを提案します。</p> <p>【理由】 上記下線部のように、単純に化石燃料で原子力比率の低下を補うことは好ましくないと考えられますが、現状、原子力比率低下分を直ちに補う主要な方法は、「再生可能エネルギーの拡充」と「火力発電所の高効率化など化石燃料の高度利用」になると考えられます。化石燃料利用を否定することなく、執るべき方向性を記述するものとして上記【意見】のように修正することを提案します。</p>	<p>再生可能エネルギーの拡充や既存施設の効率改善は当然のことであると考えます。主旨はご意見のとおりですので、表現はこのままといたします。</p>
11	5	<p>3. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P10 現状と課題 囲みの中下から4行目において、</p> <p>「これまで推進してきた省エネルギーの取組とあわせて、再生可能エネルギーによる創エネルギーや蓄電池などの利用による蓄エネルギーの観点を取り入れ、」と記載されております。</p> <p>【意見】 上記下線部を「これまで推進してきた省エネルギーの取組やコージェネレーション導入とあわせて、」のように修正することを提案します。</p> <p>【理由】 コージェネレーションは需要地点において化石燃料から電力と熱を高効率に生産・供給する手法であり、創エネルギー手法の1つとして位置づけられています。特に家庭用コージェネ(家庭用燃料電池)は太陽光発電と並び導入の加速化が望まれています。さらに「地域のエネルギーの安定確保」とありますが、数日間悪天候が続くような状況ではそもそも発電電力が得られず、蓄電池による「安定確保」は難しいと言わざるを得ません。その補完手法としてコージェネが有効と考えられます。これらの理由から、【意見】に記したような表記に修正することを提案します。</p>	<p>市としてはこれまで積極的に省エネルギー施策に取り組んできた経緯があり、ご指摘のコージェネレーションシステムについては今後必要な技術として施策の展開に位置付けています。</p>

「鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂案」に対する意見募集の結果について

番号	ページ	意見・質問等の概要	市の考え方
12	6	4. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P11 目標を達成するための指標 囲みの中4項目において、 「市内の家庭用燃料電池設置台数 平成27年度に500台」と記載されています。 【意見】 上記記載に、賛成いたします。	ご意見ありがとうございます。目標の達成に向けて取り組んでまいります。
13	6	指標として掲げられている数字は、予算のあるものとは思われませんが、具体的な施策は条例の制定がないと進まないのではないのでしょうか。	環境基本計画は施策全体を網羅するマスタープランであり、指標は施策の目標を達成するために設定しているものです。目標を達成するための具体的な取組については、今後策定するエネルギー基本計画において示していきます。
14	6	電力量ではなく、二酸化炭素排出量に換算して目標にするべきである。また排出係数を毎年変動とするのではなく、基準年に固定して自助努力を評価できるようにするとよい。	今回は環境基本計画の項目のうちエネルギーの有効利用に関する一部改訂です。温室効果ガス排出量については、環境基本計画の地球環境の項目において、平成27年度を基準年とした評価を行っています。ご指摘の点については、今後地球温暖化対策地域推進計画の改訂にあたって参考とさせていただきます。
15	6	太陽光発電設備など新エネルギーの普及は、買電量から売電量を差しひいて評価してはどうか。	ご提案の売電量については、データの収集が難しいことと変動要素が大きいという点が考えられ、省エネルギーの指標として設定するには難しい点があります。今回設定した市域における電力量は、普及具合を総量として把握する目的で設定したものです。
16	6	「施策の体系」が不十分な考察に基づいており、前述の目標を達成するための手段に展開されていない。課題解決となる手段を施策として網羅的に取り上げ、整理しておく必要がある。 例えば、規制的手法に対して、経済的手法の記載がない。また、市民の自主的な取組みを促進する導入・普及・支援などの施策が不十分である。	環境基本計画は施策全体を網羅するマスタープランであるため、取組を体系的に網羅しています。目標達成に向けた具体的な取組については、今後策定するエネルギー基本計画において示していきます。
17	7	市での省エネ実績を四半期ごとにでもグラフ化し、パネルに表示して、本庁及び各支所に掲示し、市の率先状況を明らかにするとどうか。	省エネ法、市役所の環境マネジメントを実施するなど把握をし、また、環境マネジメント報告書やかまくら環境白書などで公表しています。ご指摘を踏まえ、市の取組について年度中の経過も含めて公表することとします。
18	7	省エネルギーの推進施策として、目標達成手段の定量的な効果および実現時期、更には予算面での財政的な裏づけがないので、前記の目標が達成できるのか、実現性については疑わしい。 各々の推進施策については定量的効果および実現時期を明記すべきである。	今回一部改訂する環境計画第2期改訂版は平成27年度までが計画期間であり、目標を達成するための指標については平成27年度までに達成することを目的に取り組んでいくこととなります。具体的な取組については、今後策定するエネルギー基本計画において示し、必要な予算を措置するなどしていきます。
19	7～9	先端技術ありきというスタンスだけではなく、対話を通して市民のエネルギー偏差値をあげる場づくりなどに含みをもたせて、施策を練ってほしい。	平成25年度に予定しているエネルギー基本計画の策定にあたっては、ご意見の反映はもちろん、環境やエネルギーについて理解が進むよう、市民との意見交換などの場を通して取り組みます。

「鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂案」に対する意見募集の結果について

番号	ページ	意見・質問等の概要	市の考え方
20	7～9	住宅燃費のコスト計算ができるソフトを利用して市内事業者セミナーを開き、ある程度の基準をクリアした低燃費住宅に補助を出すなどにより、低燃費・省エネ住宅の普及を図る。 ツール活用が、同業者との差別化になり、環境にも人間の健康にも負荷をかけない持続可能な住宅に補助を出し、その受注・採用率が市内で高まれば、市内でお金を回せるし、省エネを推し進めることもできる。	省エネルギーの推進に関する市民の取組として、住宅の改修時における省エネルギーに配慮した設備改修を取り上げております。ご指摘の点もを踏まえ、省エネルギーを推進する制度について検討していきます。
21	7～9	施策の展開における市民の欄で、「実践に努めます。」、「導入に努めます。」、「利用に努めます。」、「効率化に努めます。」「取組に努めます。」等となっているが、市民として指導を受けたことはありません。いつまでにどうするか具体的な策を早急に提示して実行していただきたい。	環境やエネルギーについての課題は、市民の皆様のご協力がなければ解決が難しいと考えています。今後も環境及びエネルギーへの市の取組に対する市民の理解が進むよう、様々な機会を通じて努力してまいります。
22	7～9	「施策の展開」については、網羅的な記述となっており、施策の重点化および予算の重点的な配賦の明記が求められる。	環境基本計画は施策全体を網羅するマスタープランであるため、取組を体系的に網羅しています。目標達成に向けた具体的な取組は、今後策定するエネルギー基本計画において示していきます。
23	7～9	省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の導入推進、効率的なエネルギー利用の促進および低炭素まちづくりの推進については、推進施策の核となる組織あるいは推進機関を官民連携で新たに作り、取り組む必要がある。	市、市民、事業者の施策を体系化していますが、それぞれの取組を進めるにあたっては、ご指摘のとおり適切な連携を図ることが重要であると考えます。組織については必要に応じて検討します。
24	7～9	(市民の省エネ行動へのインセンティブ付与) 推進の主体は市民が担うべきであり、市民の省エネ行動へのインセンティブを付与して取り組むように工夫する必要がある。 ① 公立学校に経済的インセンティブを導入して、節電分の光熱費を環境教育や省エネ活動などのために自由な裁量を与えて更に取り組ませる。 ② 市民に対しては、節電分をクレジットとして買取り、地域通貨(エコマネー)として供与することにより、地産地消や地元商店への活性化策とさせる。 ③ 前記の節電分のクレジットを国内排出量取引の実現についても新たに検討していくべきである。	ご指摘のとおり、省エネルギーの取組推進には市民の皆様のご協力が必要です。市民の皆様が取組が進むよう、インセンティブなどの方法についても検討していきます。
25	8	5. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P13 施策の展開 2 再生可能省エネルギー等の導入推進 表中 ①再生可能エネルギー等の活用において、 事業者欄「太陽光、太陽熱、燃料電池などの再生可能エネルギー等の利用に努めます」同じく 市欄2行目「太陽光、太陽熱、燃料電池などの普及促進に努めます」と記載されています。 【意見】 事業者欄及び市欄の下線部を「太陽光、太陽熱、コージェネ(燃料電池等)」に修正することを提案します。 【理由】 燃料電池はコージェネの一方式であり、一般的に燃料電池といった場合は「家庭用コージェネ」を意味しますが、事業者は燃料電池だけではなく「業務・産業用コージェネ」も併せて活用すると想定されます。また国は「コージェネ」「燃料電池」の両者を積極的に普及させる施策を展開しています。さらに、エネルギーの有効利用を促進するためには、市においてもコージェネ全般について普及促進に取り組むべきと考えられます。これらの理由から、上記【意見】を提案します。	ご意見のとおり、燃料電池はコージェネレーションシステムの一つです。再生可能エネルギー等の導入推進と効率的なエネルギー利用の促進とは複合領域を持つ施策ですが、今回主に家庭向けの燃料電池は前者に、設備更新に係るコージェネレーションシステムについては後者に分類しています。

「鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂案」に対する意見募集の結果について

番号	ページ	意見・質問等の概要	市の考え方
26	8	<p>6. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P13 施策の展開 3 効率的なエネルギー利用の促進 表中 ①エネルギー利用の最適化による効率利用の促進において、</p> <p>市欄に「コージェネレーションシステムや蓄電池など、事業所で高度エネルギー利用ができる機器の情報提供に努めるとともに……(中略)、企業が環境整備しやすい制度について検討します」と記載されています。</p> <p>【意見】 市欄についてはその主旨に賛成いたします。しかし上記記載の下線部分を「市が環境整備を行い、企業が活用しやすい制度について検討します」等、修正することを提案します。</p> <p>【理由】 下線部の意味が分かりにくいいため、修正を提案いたします。</p>	<p>ここで環境整備とは、事業者が設備更新時により効率的なエネルギー利用ができる設備等を整備することを指しています。市は事業者が環境整備しやすい制度について検討するとともに、こうした環境整備が進む制度について、国や県に要望していきます。</p>
27	9	<p>7. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P14 施策の展開 3 効率的なエネルギー利用の促進 表中 ②未利用エネルギーの利活用において、</p> <p>事業者欄に「サーマルリサイクルなどエネルギーの有効利用に努めます」と記載されています。</p> <p>【意見】 上記記載を「廃熱や未利用熱などの回収および有効利用に努めます」と修正することを提案します。</p> <p>【理由】 「サーマルリサイクル」は一般的に用いられる用語ではなく、漢字を用いた表記に換え、正確に意味が伝わるよう修正する必要があると考えられます。</p>	<p>サーマルリサイクルについては、用語解説を添付して廃熱や未利用熱の回収および有効利用を指す旨説明いたします。</p>
28	9	<p>8. 第4章 計画における環境施策 VI循環型社会の構築 ⑭エネルギーの有効利用 P14 施策の展開 4 低炭素まちづくりの推進 表中 ①低炭素まちづくりの推進において、</p> <p>市欄に「公共施設の配置の最適化やスマートグリッド技術の活用などにより、分散型発電システム、再生可能エネルギー、電気自動車による交通、高効率なビル・家庭の電気使用など、多岐にわたる技術を組み合わせて、都市全体のエネルギー構造を高度に効率化したスマートシティの形成について検討を進めます」と記載されています。</p> <p>【意見】 多岐にわたる技術を組み合わせ、都市全体のエネルギー構造を高度に効率化したスマートシティの形成について検討を進めることに賛成します。一方、下線部分を「ICT技術を用いた電力系統運用技術の活用をはじめ、分散型発電システム(太陽光発電、コージェネレーション等)、再生可能エネルギー、次世代自動車による交通、ビル・家庭における効率的なエネルギー使用、エネルギーの面的利用など、」と修正することを提案します。</p> <p>【理由】 文書全体が分かりにくいいため、構文の修正が必要と思われます。また、記載内容が一般的に電力に偏っているイメージを与える可能性があります。また個別に見た場合、「スマートグリッド技術」の意味が不明確であるためより具体的な表現に修正し、「分散型発電システム」の定義が不明確なため括弧書きにて具体例を記した表記に修正し、「電気自動車による交通」は種々の技術に間口を広げた表記に修正し、「高効率なビル・家庭の電気使用」は分かりにくくかつ電気に限定されているため修正をそれぞれ加え、そしてさらにエネルギーを地域内で融通し効率的に利用する技術が不足していることから「エネルギーの面的利用」を追記することを提案します。</p>	<p>ご指摘のスマートグリッド技術については、用語解説を付して説明いたします。また指摘を踏まえ、「高効率なビル・家庭の電気使用など、」の表現を「ビル・家庭における効率的なエネルギー使用、エネルギーの面的利用など、」と改めます。</p>

「鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂案」に対する意見募集の結果について

番号	ページ	意見・質問等の概要	市の考え方
29	11	<p>再生可能エネルギーに対して、過度な期待は危険である。 海外においては、再生可能エネルギー固定価格買取制度が破たんしている事例もある。 前政権による目標値は、実行不能な数値であると思われる。 以上のような視点で、計画・条例をみると、非現実的な面が強いと感じる。 今後の新政権のエネルギー政策のあり方によって、自治体レベルでのエネルギー政策に大きな影響を受けるのではないかと考えている。</p>	<p>ご指摘のとおり、エネルギーは、市民生活の支えであるため、実効性の高い計画にしていきたいと考えています。 また、今後国のエネルギー政策の動向を見ながら、市としてもエネルギーの安定供給に向けた現実的な取組をしなければならないと考えます。</p>